

2022年9月22日 全7頁

# ポスト 2020 生物多様性枠組を読む

## ますます注目される生物多様性への取り組み

経済調査部 兼 金融調査部 研究員 和田 恵

### [要約]

- 2022年12月に予定される生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部にて「ポスト 2020 生物多様性枠組」が採択される見通しだ。前身の「愛知目標」は、愛知目標を受けて設定された国別のアクションの水準やカバー範囲が不十分であったことなどから達成できなかった。昨今は生物多様性と密接に関わる気候変動対策への注目が高まるなど、生物多様性をとりまく社会経済環境が大きく変わったことから、COP15において実効性のある野心的な目標が示されることが期待されている。
- 「ポスト 2020 生物多様性枠組」のドラフトを見ると、全体的に野心的な数値目標を設定する動きがある（ただし、数値やその範囲をめぐる未確定事項が多い）。また、愛知目標と比べ、ビジネスに関する目標が増加しており、企業が生物多様性へ与える影響の開示義務化などが議論されている。
- 「ポスト 2020 生物多様性枠組」採択後は、グローバルでは目標の進捗状況を測定する指標の設定の議論や、「ワンヘルス」への取り組みが注目されよう。国内では 2023 年に「次期生物多様性国家戦略」が策定される予定だ。加えて、IPBES（生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）が発表予定のビジネスと生物多様性に関するレポートが民間企業の取り組みを後押しする可能性がある。

## 1. ポスト 2020 生物多様性枠組で何が変わるのか

### (1) 注目され始めた生物多様性

生物多様性とは文字通り、動物や植物などの生物が多種多様に存在することを指す。生物多様性は人類の暮らしに欠かすことができないが、現在の社会は生物多様性の大きな喪失のリスクに直面している。世界経済フォーラムによる「第 17 回 グローバルリスク報告書 2022 年版」によると、生物多様性の喪失は主要な長期的グローバルリスクと深刻度から見たグローバルリスク<sup>1</sup>でいずれも 3 位に入る。

生物多様性の喪失は以前から指摘されており、これに対処するために、1992 年に生物多様性条約が採択されている。2010 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) では、「2020 年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」<sup>2</sup>ことを目指すべく、具体的な目標をまとめた「愛知目標」が採択された。

しかし、「愛知目標」は 2020 年の期限までに達成できなかった。国連によると、愛知目標を構成する 20 の個別目標のうち 6 つが部分的に達成されたが、完全に達成された目標はない<sup>3</sup>。それどころか、森林減少の再加速や過剰漁獲など採択時と比べて悪化した可能性がある目標も存在する。国連の分析によれば、未達成の背景には、愛知目標を受けて各国が設定する国別の目標の水準やカバー範囲などが不十分であり、愛知目標の達成のために必要な取り組みが行われていなかったことがあるとしている。ほかにも、生物多様性に対する認知度が高まらず官民で十分なアクションが行われなかった可能性もあろう。なお、日本も国別目標を設定しており、侵略的外来種の防除や科学的基盤の強化などの一部目標は達成した一方、生物多様性の社会への浸透や自然生息地の保全等に課題が残る<sup>4</sup>。

愛知目標の後継である「ポスト 2020 生物多様性枠組」は 2020 年に生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) で採択される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響等で複数回の延期を経て、2022 年 12 月にカナダで採択される見通しだ。愛知目標が採択された 2010 年と比べて、生物多様性をとりまく社会経済環境が大きく変わっている。そのため、今回の COP15 においては、実効的かつ野心的な目標の採択が期待される。

愛知目標以降の社会経済環境の変化として、まず 2015 年に採択された SDGs の目標の中には生物多様性の保全に関する目標 (目標 14 と目標 15) が含まれたことが挙げられる。2015 年はパリ協定も採択されているが、気候変動への対応を各国が積極的に進める中、気候変動と生物

<sup>1</sup> 「主要な長期的グローバルリスク」は「グローバルリスク・ホライズン (期間ごとの重大なグローバルリスク)」における今後「5~10 年」を対象としたもの。「深刻度から見たグローバルリスク」は「今後 10 年間で最も深刻な世界規模のリスクは何ですか？」の問いに対するもの。

<sup>2</sup> 日本政府代表団「生物多様性条約第 10 回締約国会議の開催について (結果概要)」(平成 22 年 10 月 30 日)

<sup>3</sup> 国連生物多様性条約事務局「地球規模生物多様性概況第 5 版」(2021 年 3 月) (環境省による翻訳) 原典: Secretariat of the Convention on Biological Diversity (2020) “Global Biodiversity Outlook 5 (GB05)”

<sup>4</sup> 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議「生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果」(令和 3 年 1 月 27 日)

多様性は密接に関わることから、生物多様性を保全することの重要性も認識されるようになった。例えば、植物が二酸化炭素を吸収することで温室効果ガス排出量の削減に貢献することから生物多様性の保全は気候変動対策に貢献する。他方で、生物多様性喪失の大きな要因の一つが気候の変化であり、それによって食糧生産など人類の生活に悪影響を与えうる。そのため、新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んだ経済を立て直すために各国が政策として打ち出した「グリーンリカバリー」（コロナ禍からの復興のための経済対策と環境政策を融合させること）においても、生物多様性の保全が意識されている。EU ではコロナ対応のために 7,500 億ユーロ規模の大型基金「次世代 EU」を創設したが、加盟国が基金の中核である「復興レジリエンス・ファシリティ」の資金を受け取るためには、復興計画を EU に提出し、承認を受けねばならない。EU は復興計画において 37%以上の予算を気候変動目的に配分し、その中に生物多様性（地球上に多種多様な生物が存在すること）への取り組みを含めるように要請している。金融の世界でも TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）が 2021 年に発足するなど、ESG 投資の投資判断に生物多様性を組み込む動きが進んでいる<sup>5</sup>。

## （2）ポスト 2020 生物多様性枠組は愛知目標からどう変わるのか

### ①目標 7、16、19.1 に注目

6 月の準備会合（「ポスト 2020 生物多様性枠組」に関する第 4 回公開作業部会）を経て、ポスト 2020 生物多様性枠組のドラフトが発表された。意欲的な数値目標を設定する動きがあるが、数値の水準や対象となる範囲をめぐって未確定事項が多い。例えば、「30by30」（2030 年までに国土の 30%以上を自然環境エリアとして保全）は G7 でも決定されるなど注目されている取り組みであり、今回の枠組の中心の一つに位置付けられているが、ドラフト時点で「30%」という数値目標は確定できていない。加えて、その範囲についても議論が割れている。これは具体的には、海洋について、各国の領海・排他的経済水域内のみを対象とするか、公海を含むすべての海洋を対象とするか等が論点だ。

現時点で目標が確定しているのは、22 目標中 12 と 19.2（目標 19 は 19.1 と 19.2 がある）の 2 つのみだ。その他は、12 月の本会議まで引き続き議論される。複数回にわたる準備会合においてもなかなか議論がまとまらず、交渉が必要な論点が数多く残っていることから、現在のドラフトから最終文書化するには多くの作業が必要だろう。しかし、12 月の本会合（COP15 第二部）にはポスト 2020 生物多様性枠組が正式に採択されるとみられる。これから公式/非公式な交渉が重ねられるだろう。

以下では、筆者が注目する目標を見ていきたい。

目標 7 は汚染への対処であり、生態系に対して有害ではない水準まで汚染を低減することを目指す。主に化学物質や農薬のリスクを取り上げている。EU は 2020 年に「Farm to Fork（農場から食卓まで）戦略」にて 2030 年までに化学農薬の使用量とリスクを 50%削減する目標を既に

<sup>5</sup> 太田珠美、和田恵「[ESG 投資において今後注目すべき生物多様性](#)」（大和総研レポート、2021 年 3 月 19 日）

発表している。このことから、欧州を中心に有害な農薬削減の動きが本格化してきたとみられる。

加えて、目標 7 にはプラスチック汚染の低減についての内容も入る可能性がある。愛知目標にはプラスチックに関する言及はなく、近年のプラスチックごみへの注目や科学的知見の蓄積を受けた影響とみられる。なお、プラスチック汚染については、国連環境総会にて法的拘束力のある国際約束を作る決議がされている。2024 年までに政府間交渉委員会の作業完了を目指していることから、プラスチック汚染に関する具体的な議論はそちらが中心となろう。

目標 16 は食を中心とした生産と消費についての目標だ。人類のライフスタイルが生態系に影響を与えていることから、生活者が持続可能な選択をできるような環境整備（政策や教育など）が必要だ。加えて、目標 16 では一人当たりフードウェイストの半減などゴミを減らすことを目指している。一人当たりフードウェイストの半減は SDGs のターゲット 12.3<sup>6</sup>にも組み込まれており、整合性が図られている。さらに、今後はグローバルフットプリント（環境に与える影響を定量化した指標）の半減や、天然資源の過剰消費を終わらせることを盛り込むことなどが議論されるだろう。

資金（目標 19.1）は争点の一つとなっている。途上国等での生物多様性への対処のために、先進国を含むあらゆるリソースからの資金が必要だとみられている。前身の愛知目標では目標通り国際的な資金のフローは 2 倍に増加したものの、需要に対して十分ではなかったと評価された<sup>7</sup>。ドラフトを見ると、2030 年までに毎年少なくとも 1,000 億米ドルの途上国への資金提供やグローバル生物多様性ファンドの設立などが提案されている。なお、気候変動分野（パリ協定）においても 2020 年までに先進国から途上国に拠出する目標金額も同じく 1,000 億米ドルであったが、2022 年現在未だ達成されていない。

## ②ビジネスに関する目標が増加

「ポスト 2020 生物多様性枠組」は国際目標であり、その実施対象は国家だ。しかし、民間セクターは生物多様性に多大な影響を与えていることから、ドラフトにおいてもビジネスに関する言及がなされた。各国が国内でアクションプランを作る際に、企業等に何らかの制限が課される可能性がある。

ビジネスに関する目標は前身の愛知目標から増加した（**図表 1**）。このうち、ビジネスと金融機関に関する目標（目標 15）に着目したい。この目標は企業に対して、サプライチェーン・バリューチェーンやポートフォリオなどの企業活動が生物多様性に与える影響を定期的に監視・アセスメントし、それらの情報を開示することや、消費者が責任ある消費を選択するために必要な情報を提供することなどを、法的・行政的・政策的措置を通じて求めるものだ。生物多様性への影響の低減について「半減」という数値目標を入れるか、対象を大企業・国際的な企業に限

<sup>6</sup> SDGs の目標 12「つくる責任つかう責任」のターゲットの一つで、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」という内容である。

<sup>7</sup> 脚注 3 を参照。

定するか、情報開示義務化の要否やその範囲などが、論点として残っている。なお、世界経済フォーラムや国際 NGO など構成される生物多様性に関わる国際団体「Business for Nature」は、義務のみがビジネスアクションを科学的根拠に裏付けされたスケールまで拡大させると考えていることから、情報開示の義務化に賛成している<sup>8</sup>。

図表 1：愛知目標とポスト 2020 枠組の比較

ポスト2020生物多様性枠組 (2021~30年)		愛知目標 (2010~20年)	
1. 生物多様性への脅威の削減		戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処	
1	すべての陸地・海域を統合的な空間計画下に置く	1	生物多様性の価値と行動の認識
2	20または30%の陸域・水域の回復	2	生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合
3	保護地域の設定（30%？）の陸域・海域	3	有害な補助金の廃止・改革
4	種の保護・回復・管理	4	<b>持続可能な生産・消費計画の実施</b>
5	野生種の取引	戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の推進	
6	外来種による影響を低減（半減？）させる	5	森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少
7	汚染（化学物質、プラスチックなど）を有害ではない水準まで低減	6	水産資源の持続的な漁獲
8	気候変動の影響を最小化/気候変動に対する生物多様性や生態系のレジリエンス向上	7	<b>農業・養殖業・林業が持続可能に管理</b>
2. 持続可能な利用と利益配分を通じて人々のニーズを満たす		8	汚染を有害ではない水準へ
9	野生種の持続的な利用	9	侵略的外来種の制御・根絶
10	<b>農業・水産業・林業の持続可能な管理</b>	10	脆弱な生態系への悪影響の最小化
11	大気・防災など自然によるサービスの回復・維持・強化	戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善	
12	緑地と親水空間の拡大	11	陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全
13	遺伝資源へのアクセスと利益の公平な共有	12	絶滅危惧種の絶滅を防止
3. 実施のためのツールと解決策及び主流化		13	作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化
14	<b>生物多様性の主流化</b>	戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化	
15	<b>ビジネス・金融機関に関する政策（生物多様性へ負の影響を半減？）</b>	14	自然の恵みの提供・回復・保全
16	持続可能な消費の推奨、一人当たりフードウェイストの半減（、一人当たりフットプリントの半減）	15	劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献
17	バイオテクノロジーによる潜在的な悪影響を防止	16	遺伝資源に関する名古屋議定書の施行・運用
18	有害な補助金などのネガティブな影響を与える措置の廃止・改革	戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化	
19.1	<b>資金の拡大</b>	17	国家戦略の策定・実施
19.2	キャパシティ・ビルディング	18	伝統的知識の尊重・統合
20	意思決定者の伝統的知識を含む情報や知識へのアクセス	19	関連知識・科学技術の向上
21	先住民などの意思決定への衡平な参加と権利の尊重	20	<b>資金を顕著に増加</b>
22	女性の生物多様性へアクセス・利用の権利の保障		

(注) 赤字はビジネスに係る目標。“Company”、“Business”、“Private”、“Finance”といった単語や、特定の産業が入っている目標とした。大和総研による仮訳。

(出所) Secretariat of the Convention on Biological Diversity、環境省資料より大和総研作成

<sup>8</sup> Business for Nature (2022/5/27) “[Next round of nature negotiations must deliver real progress](#)” (2022年9月6日最終アクセス)



## 2. COP15 後の注目点

COP15 で「ポスト 2020 生物多様性枠組」が無事に採択された場合、その後は目標の進捗を測るための指標設定の議論がはじまる。なお、愛知目標でも指標が設定されており、構成目標の進捗を測るために用いるべきデータが特定されていた。しかし、愛知目標は 2010 年 (COP10) に採択されたにも関わらず、指標が定まったのは 2016 年 (COP13) と達成期限 (2020 年) まで半分以上が経過していた。なお、2015 年に採択された SDGs では 2017 年に指標が承認され、現在は指標を基に進捗を評価できる仕組みとなっている。「ポスト 2020 生物多様性枠組」の指標の早期の決定が望まれよう。

IPBES (生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム) は気候変動分野の IPCC の生物多様性版とも称され、生物多様性に関する科学的知見を提供する団体だ。IPBES は 2025 年にビジネスに関する報告書 (ビジネスが生物多様性に与える影響と依存性、および自然の人々への貢献を方法論的に評価するためのスコーピングレポート) を発表する見込みだ。前述の通り、今次目標では企業や金融に期待される役割が大きくなる見込みであり、既に金融を中心に生物多様性への影響測定動きがはじまっている。こうした中、IPBES による新たなレポートの公表によって、政策的に企業に対応を後押しする動きが強化される可能性がある。

さらに、現在のドラフトに含まれていないが、今後注目される可能性のあるトピックが「ワンヘルス」だ。ワンヘルスとは、「人」「動物」の健康と「生態系」の健全性は相互に密接に関係していることから、これらを一つと考え、健全性を維持しようとする理念だ。人類がこれまでに経験した感染症の約 6 割は動物から人へ、人から動物へ伝播可能な感染症 (人獣共通感染症) である。世界的な経済成長・人口増加による動物性タンパク質需要の増加、都市化などの土地利用変化、野生動物の乱獲、気候変動の影響を受け、人と自然 (動物) との付き合い方・接点が変わったことで、人獣共通感染症の発生頻度は高まっている<sup>9</sup>。こうした分野横断的な課題に対して、人・動物・環境の衛生に関わる者が連携して取り組む必要がある。2021 年 10 月に開催された COP15 第一部で採択された「昆明宣言」においてもワンヘルスの強化が言及されている。2022 年 6 月に開催された準備会合では、英国が人獣共通感染症 (動物由来の感染症) 対策を含むワンヘルスに関する新規目標 (23 番目) を提案した。ただし、今回の目標に含めるほど議論が成熟していないという他の国からの反対意見が出たようだ<sup>10</sup>。生物多様性条約事務局は WHO らとワンヘルスに関する取り組みを進めている。新型コロナウイルス感染症やサル痘などの感染症が広がる中で、今後ワンヘルスへの取り組みが強化されよう。

「ポスト 2020 生物多様性枠組」を採択予定の COP15 第二部は 2022 年 12 月 5~17 日に開催される。この結果を受けて、日本は 2023 年初に次期生物多様性国家戦略を策定予定だ。政府は 2021 年の G7 サミットで約束していることから、先んじて「30by30 アライアンス」発足等を通じて生物多様性の保全に取り組んでいる。既に EU は欧州グリーンディールの一つに生物多様戦略を入

<sup>9</sup> 和田恵「[コロナ禍を受けて経済対策に求められる生物多様性の視点](#)」(大和総研コラム、2021 年 12 月 13 日)

<sup>10</sup> IISD “[Summary report, 21-26 June 2022](#)” (2022 年 8 月 25 日最終閲覧)

れており、2022年6月に域内の生態系の回復を目指す自然再生法を提案している。日本の次期生物多様性国家戦略は、先行するグリーン成長戦略、みどりの食料システム戦略等の関連する環境目標と関係を整理し、統合的な姿を図ることが望ましい。そのうえで、数値目標をどのように日本企業に課すのか等、具体的な施策に注目したい。